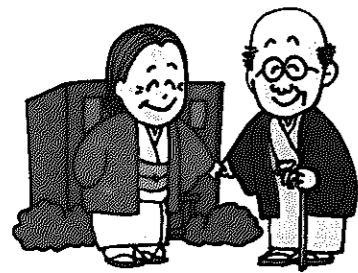


介護保険料(年額)が変更になりました

市では、平成15年度から17年度の第2期計画に基づき事業を進めています。広報しろね4月1日号で計画の概要や、介護保険給付費に必要な保険料についてお知らせしました。
今号では、年額介護保険料の変更点などについてお知らせします。



●介護保険料の見直し
広報しろね四月一日号でお知らせしたとおり、六十五歳以上(第一号被保険者)介護保険料(年額)の百円未満を切り捨てることになりました。
これは①少ない額であるが保険料の軽減につながる、②納付に際し誤りが少ない、③市税等と同じ百円単位にすることが適当、④他の市町村も概ね百円単位である。以上の理由から百円未満の端数を整理することになりました。(表1参照)

●10月からの特別徴収納付額
介護保険料(四月一日号参照)は、保険給付費を賄うために負担することになっていきます。
平成十五年度から十七年度の保険給付費の試算によって、介護保険料を引き上げることになりました。年金から介護保険料を天引きされる人(「特別徴収」)の十月からの保険料が、四月から八月の仮徴収期間に比べ大幅に引き上がる場合があります。ご理解をお願いします。(例1、2、3参照)

表1 介護保険料(年額)の変更

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
対象者	①生活保護受給者 ②市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人	属する世帯全員が市民税非課税の人	市民税非課税の人	市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人
料率	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額保険料変更前	19,626円	29,439円	39,252円	49,065円	58,878円
年額保険料変更後	19,600円	29,400円	39,200円	49,000円	58,800円

介護保険料の減免制度

一定の要件を満たす場合、納めていただく介護保険料を減免する制度です。
◆減免対象者の要件
①市民税非課税世帯であること
②世帯の年間収入が1人世帯で80万円、1人増すごとに40万円を加算した額以下であること
③課税者の扶養を受けていないこと
④活用できる資産がないこと
◆減免割合
審査を行い該当する場合は、申請者等の状況により減免割合を決定します。

例1 これまで第3段階だった人が、今年度も第3段階の場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
5,600円	5,600円	5,600円	7,600円	7,400円	7,400円	39,200円

← 仮徴収期間 → ← 本徴収期間 →

例2 第3段階から第4段階になった場合

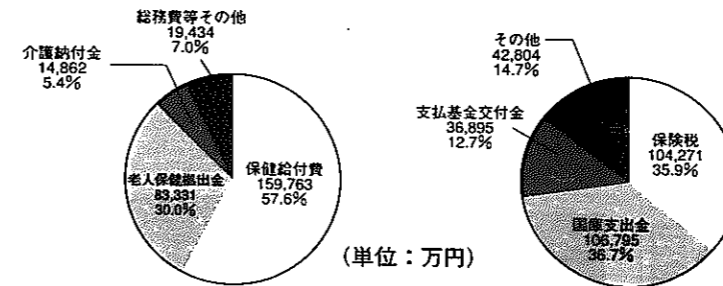
4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
5,600円	5,600円	5,600円	10,800円	10,700円	10,700円	49,000円

例3 第3段階から第2段階になった場合

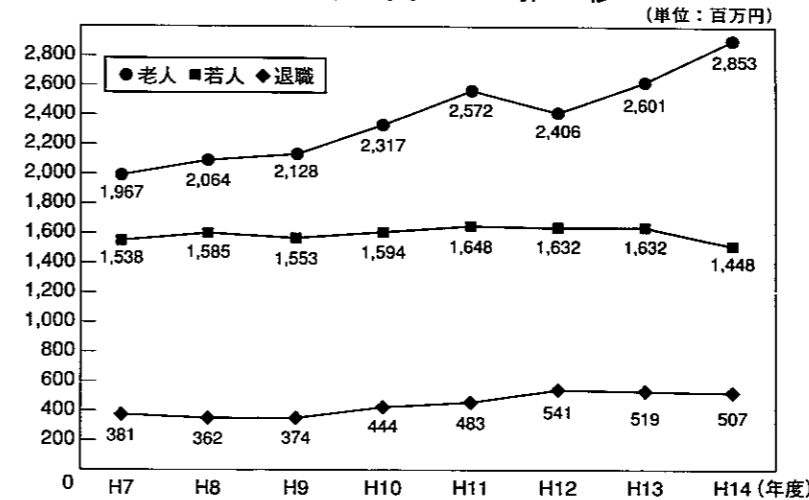
4月	6月	8月	10月	12月	2月	合計
5,600円	5,600円	5,600円	4,200円	4,200円	4,200円	29,400円

問い合わせ 保険料の段階や納め方について・・・ 税務課市民税係 ☎251・252
☎373・2111 保険料の減免については・・・ 税務課収税管理係 ☎241

歳出 277,390万円 歳入 290,765万円



医療費の推移



平成14年度 決算見込みまとまる

国民健康保険特別会計の平成十四年度決算見込みがまとまりました。
決算額は、歳入が二億九千七百六十五万円、歳出が二億七千三百九十万円、一億三、千七百五十万円の繰越金が生じる見込みですが、前年度繰越金を除いた単年度収支は五、千九百五十万円の赤字となり、厳しい財政運営となっています。

増え続ける老人医療費

前年度と比較した収支状況は、歳入総額で九、千七百七十万円下回っています。これは、昨年十月の健康保険法の改正と療養給付費の会計区分変更(十一月予算)があったことに伴い、国庫支出金が九、千七百六十万円下回ったことが主な要因となっています。
歳出総額は、前年度を四、千六百万円下回りました。歳出全体の内訳は、保険給付費が一億九、千七百六十万円(五七・六%)、老人保健会計へ拠出する国保加入者の老人医療費分(老人保健拠出金)が八億三、千三百一十万円(三〇・〇%)と全体の約九割を占めています。特に、老人保健拠出金は、医療費の伸びに比例して五、千八百八十万円の増加となっています。
平成十四年度の医療費については加入制度区分で見ると、若人が前年度を一億八、千四百〇〇万円下回り一億四、千〇〇〇万円、退職分は一、千二百〇〇万円下回り七、千〇〇〇万円、老人分が二億五、千〇〇〇万円上回り、二億八、千〇〇〇万円でした。
老人医療費については、昨年の老人保健法の改正および医療費・薬価の引き下げにもかかわらず、依然として高い伸び率を示し、医療費全体に占める老人医療費の割合は、約五九・三%となっています。

国保への加入・脱退の手続きは、必ず14日以内に

こんなときは、忘れずに市民生活課保険年金係へ届け出を...

事由	必要なもの	事由	必要なもの		
国保に加入	他市町村から転入したとき	転出証明書	その他	退職者医療制度に適用することになったとき	年金証書 保険証
	他の健康保険を脱退したとき	健保などの離脱証明書		住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証
	子どもが生まれたとき	保険証 母子健康手帳		保険証を紛失したとき	印鑑 本人確認ができるもの
国保を脱退	他市町村に転出するとき	保険証	その他	保険証の内容訂正または汚損	保険証
	他の保険に加入したとき	国保の保険証 健保などの保険証		修学のため他市町村へ行くとき	保険証 在学証明書
	死亡したとき	保険証			

※本人以外が届け出る場合は印鑑が必要です

問い合わせ 市民生活課保険年金係 ☎373・2111 内208・209